



# 佐賀県公報

平成18年  
6月19日  
(月曜日) 外  
号

目次  
公安委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条に規定する電子情報組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日の一部改正

(告示・三)一

## ○ 公安委員会事項

◎佐賀県公安委員会告示第三号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条に規定する電子情報組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日(平成十八年佐賀県公安委員会告示第二号)の一部を次のように改正し、平成十八年六月二十日から施行する。

平成十八年六月十九日

佐賀県公安委員会

委員長 檜垣 南治子

一の表中銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の項の次に次のように加える。

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)  
第七十八条第一項、第四項(届出に係る部分に限る。)及び第五項

申購  
込読  
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月十九日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷所  
毎週月曜日  
株古川総合印刷